

国立大学法人東京農工大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>国立大学法人東京農工大学における<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の提供に関する細則</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第2条第<u>7</u>号、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12及び第46条の15の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(他の情報から除かれる情報)</p> <p>第3条 規程第2条第<u>7</u>号の規定による国立大学法人東京農工大学における<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の提供に関する細則(以下「細則」という。)で定める情報は、同号で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報(同号で規定する個人情報をいう。)とする。</p> <p>(提案の方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第46条の5第2項第8号の細則で定める事項は、提案に係る<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報に関して希望する提供の方法とする。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学における<u>行政機関等匿名</u>加工情報の提供に関する細則</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第2条第<u>10</u>号、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12及び第46条の15の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における<u>行政機関等匿名</u>加工情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(他の情報から除かれる情報)</p> <p>第3条 規程第2条第<u>10</u>号の規定による国立大学法人東京農工大学における<u>行政機関等匿名</u>加工情報の提供に関する細則(以下「細則」という。)で定める情報は、同号で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報(同号で規定する個人情報をいう。)とする。</p> <p>(提案の方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第46条の5第2項第8号の細則で定める事項は、提案に係る<u>行政機関等匿名</u>加工情報に関して希望する提供の方法とする。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正</p>

4～7 (略)

(心身の故障により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第5条の2 規程第46条の6第2号の細則で定める者は、精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数)

第6条 (略)

(提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供する期間)

第7条 規程第46条の7第1項第5号の細則で定める期間は、規程第46条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第8条 規程第46条の7第1項第7号の細則で定める基準は、本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第9条 規程第46条の7第2項による通知は、次に掲げる書類を添えて別紙様式第3号の通知書により行うものとする。

(1) 別紙様式第4号(規程第46条の12第2項で準用する場合を含む。)により作成した規程第46条の9の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

4～7 (略)

(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第5条の2 規程第46条の6第2号の細則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)

第6条 (略)

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)

第7条 規程第46条の7第1項第5号の細則で定める期間は、規程第46条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第8条 規程第46条の7第1項第7号の細則で定める基準は、本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第9条 規程第46条の7第2項による通知は、次に掲げる書類を添えて別紙様式第3号の通知書により行うものとする。

(1) 別紙様式第4号(規程第46条の12第2項で準用する場合を含む。)により作成した規程第46条の9の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

<p>(2) (略)</p> <p>2 規程第46条の7第2項第2号の細則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の提供の方法</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約の締結)</p> <p>第10条 規程第46条の9の規定による<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第1項の書類を提出することにより行うものとする。</p> <p>(<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の作成の方法に関する基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)</p> <p>第12条 規程第46条の11第1号の細則で定める事項は、<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の本人の数及び<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報に含まれる情報の項目とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この細則に定めるもののほか、<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の提供に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>別紙様式第1号(第5条第1項関係)</p> <p><u>独立行政法人等非識別</u>加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p><u>[別紙参照]</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 規程第46条の7第2項第2号の細則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>行政機関等匿名</u>加工情報の提供の方法</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約の締結)</p> <p>第10条 規程第46条の9の規定による<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第1項の書類を提出することにより行うものとする。</p> <p>(<u>行政機関等匿名</u>加工情報の作成の方法に関する基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>行政機関等匿名</u>加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)</p> <p>第12条 規程第46条の11第1号の細則で定める事項は、<u>行政機関等匿名</u>加工情報の本人の数及び<u>行政機関等匿名</u>加工情報に含まれる情報の項目とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この細則に定めるもののほか、<u>行政機関等匿名</u>加工情報の提供に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>別紙様式第1号(第5条第1項関係)</p> <p><u>行政機関等匿名</u>加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p><u>[別紙参照]</u></p>	
---	--	--

<p>別紙様式第2号(第5条第6項関係) 誓約書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第3号(第9条第1項関係) 審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第4号(第9条第1項第1号関係) <a href="#">審査結果通知書</a> <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第5号(第9条第3項関係) <a href="#">独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書</a> <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第6号(第13条において読み替えて準用する第5条第1項関係) 作成された<a href="#">独立行政法人等非識別</a>加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第7号(第13条において読み替えて準用する第9条第1項関係)</p>	<p>別紙様式第2号(第5条第6項関係) 誓約書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第3号(第9条第1項関係) 審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第4号(第9条第1項第1号関係) <a href="#">行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書</a> <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第5号(第9条第3項関係) <a href="#">審査結果通知書</a> <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第6号(第13条において読み替えて準用する第5条第1項関係) 作成された<a href="#">行政機関等匿名</a>加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書 <a href="#">[別紙参照]</a></p> <p>別紙様式第7号(第13条において読み替えて準用する第9条第1項関係)</p>	
---	---	--

審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a> 別紙様式第8号(第13条において読み替えて準用する第9条第3項関係) 審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a>	審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a> 別紙様式第8号(第13条において読み替えて準用する第9条第3項関係) 審査結果通知書 <a href="#">[別紙参照]</a>	
--	--	--

附 則 (令和4年11月7日細則第21号)

この細則は、令和4年11月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。